第百九十一条第一項中「二百四十六人」を「二百四十四人」に改める。

第二百十二条第一項中「及び近畿財務局」を「、近畿財務局、九州財務局及び福岡財務支局」に改める。

第二百十三条第一項中「、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局」を「及び四国財務局」に改める。

第二百十六条第三項の表関東財務局の項中「十二人」を「十三人」に改め、同表合計の項中「三十五人」を「三十六人」に改める。

第二百二十八条第一項中「四百六十九人」を「四百六十一人」に改める。

第二百三十一条第一項中「七十八人」を「七十六人」に改める。

第二百三十二条第一項中「七十五人」を「七十六人」に、「五百六十一人」を「五百五十二人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百七十二人」を「百七十人」に、「三百五十人」を「三百五十五人」に改める。

第二百三十五条第二項中「、四国財務局」を削り、同条第三項の表四国財務局の項国有財産調整官の欄中「一」を「一人」に改め、同表合計の項国有財産調整官の欄中「九人」を「十人」に改める。

第二百五十条第一項中「七十七人」を「七十九人」に、「二百六十九人」を「二百八十二人」に改める。

第二百五十一条第一項中「四国財務局及び」を削り、「それぞれ一人」を「一人」に改める。

第二百六十七条第一項中「、東京税関の監視部に、次長三人」を「、東京税関及び大阪税関の監視部に、次長それぞれ三人」に、「、大阪税関、神戸税関及び門司税関の監視部」を「、神戸税関及び門司税関の監視部」に改める。

第二百八十五条第一項中「大阪税関」の下に「、神戸税関」を加え、「、神戸税関及び長崎税関」を「及び長崎税関」に、「百二人」を「九十九人」に改める。

第二百八十六条第三項の表東京税関の項中「十五人」を「十七人」に改め、同表名古屋税関の項中「九人」を「八人」に改め、同表神戸税関の項中「五人」を「四人」に改め、同表合計の項中「七十五人」を「七十六人」に、「二十二人」を「二十一人」に改める。

第二百九十六条第一項中「東京税関」の下に「、名古屋税関、大阪税関」を加える。

第二百九十八条第一項中「二百二人」を「二百十七人」に、「四百三人」を「四百十人」に改める。

第二百九十九条第一項中「大阪税関の監視部に、上席調査官六人以内を、東京税関」を「東京税関、大阪税関」に、「五十四人」を「五十一人」に改める。

第三百一条第三項の表東京税関の項中「二十五人」を「二十六人」に改め、同表横浜税関の項中「十一人」を「十人」に改め、同表大阪税関の項中「八人」を「七人」に改め、同表合計の項中「六十六人」を「六十五人」に改める。

第三百十七条第一項中「十五人」を「十六人」に、「横浜税関」の下に「及び名古屋税関」を加え、「七人」を「それぞれ七人」に改め、「名古屋税関及び」を削り、「それぞれ六人」を「六人」に改める。

第三百十九条第一項中「四人以内を」の下に「、大阪税関の業務部に、原産地調査官二人以内を」を加え、「、大阪税関、神戸税関」を「、神戸税関」に改める。

第三百十九条の二を第三百十九条の三とし、第三百十九条の次に次の一条を加える。

（首席原産地調査官）

第三百十九条の二　東京税関及び大阪税関の業務部に、首席原産地調査官それぞれ一人を置く。

2　首席原産地調査官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理し、及び原産地調査官の行う事務を整理する。

第三百二十一条第一項中「百三十四人」を「百四十二人」に、「二百六人」を「二百二十九人」に改める。

第三百二十二条第一項中「五十一人」を「五十六人」に、「百五人」を「百十五人」に改め、同条第二項及び第三項中「第三百十九条の二」を「第三百十九条の三」に改める。

第三百二十四条第一項中「国際情報センター室（東京税関に限る。）」を「情報分析室（東京税関及び長崎税関を除く。）」に、「国際情報センター室（函館税関に限る。）」を「情報管理室（函館税関を除く。）」に改め、同条第三項の表名古屋税関の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表合計の項中「百十三人」を「百十二人」に改める。

第三百二十八条中「関する事務（」の下に「情報分析室、」を加える。

第三百二十八条の次に次の一条を加える。

（情報分析室の所掌事務）

第三百二十八条の二　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　犯則事件に関する情報の総合的な分析に関すること。

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な分析に関すること。

第三百三十二条第一項及び第三百三十三条中「国際情報センター室」の下に「、情報分析室」を加える。

第三百三十四条第一号及び第二号中「及び分析」を削る。

第三百三十六条第一項中「十五人以内を」を「十四人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官四人以内を」に改め、「、大阪税関、神戸税関」を「、神戸税関」に改め、同条第三項中「第三百二十八条」の下に「、第三百二十八条の二各号」を加える。

第三百三十七条第一項中「二百七人」を「二百十三人」に、「三百三十二人」を「三百四十四人」に改め、同条第二項及び第三項中「第三百二十八条」の下に「、第三百二十八条の二各号」を加える。

第三百三十八条第一項中「七十二人」を「七十八人」に、「百五十二人」を「百四十九人」に改める。

第三百四十五条第二項中「統括監視官四人」を「統括監視官五人」に、「統括審査官四人」を「統括審査官三人」に改める。

第三百七十一条第二項中「第三百十九条の二」を「第三百十九条の三」に改める。

第三百七十六条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第三百七十八条第一項中「八人」を「七人」に改める。

第三百七十九条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第三百八十条第八項中「沖縄地区税関の支署の内部組織」を「第八項及び第九項に規定するもののほか、沖縄地区税関の支署の内部組織」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　沖縄地区税関那覇空港税関支署に、次長一人を置く。

9　次長は、沖縄地区税関の支署長を助け、沖縄地区税関の支署の事務を整理する。

第三百九十三条第六号中「、電源開発促進税及び地方道路税」を「及び電源開発促進税」に改め、同条第九号中「、石油石炭税及び地方道路税」を「及び石油石炭税」に改める。

第四百八条の見出し中「課税企画官」の下に「及び国際課税企画官」を加え、同条第一項中「二人の下に「及び国際課税企画官一人」を加え、同条第六項中「立案」の下に「（国際課税企画官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　国際課税企画官は、命を受けて、課税総括課の所掌事務のうち国際課税に係るものその他の重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。